

農振一部除外などの申出の受付を停止します

南城市では、平成30年度から平成31年度にかけて「南城農業振興地域整備計画(農振計画)」の全体見直し作業を実施しています。

今回の全体見直しにあたり、農用地域の確定や関係機関との協議が必要なことから、年2回(5月・11月)に受け付けている個別見直し(農用地域からの除外、農用地域への編入)の申出受付を以下のとおり一時停止しますので、平成31年度に農振農用地域内において、農地転用や開発行為を検討している方はお早めにご相談ください。

また、随時受け付けている農業用施設用地への用途変更申出についても、平成31年度は受付を行いませんのでご注意ください。

なお、受付の再開については、全体見直しの終了後を予定しておりますが、関係機関との協議によっては受付停止期間に変更(停止期間延長等)が生じる可能性があります。変更が生じる場合は「広報なんじょう」等でお知らせします。

平成30年11月期変更(除外・編入)申出書の受付期限は平成30年11月30日(金)までとなります。内容や書類に不備等がある場合は、受け付けできませんのでお早めにご相談ください。

●除外等申出の受付

	平成30年度	平成31年度
5月期	終了	×【停止】
11月期	○(※1)	×【停止】

※個別見直しでの除外(一部除外)においては、除外後の用途は以下に限られます。

i) 農家住宅 ii) 一般住宅 iii) 一般墓 iv) 公共用施設 vi) 知事が特別に認めたもの